

福岡都市計画地区計画の変更（大野城市決定）

都市計画月の浦二丁目地区地区計画を次のように変更する。

|                 |            |  |  |                |                    |
|-----------------|------------|--|--|----------------|--------------------|
| 名 称             |            | 月の浦二丁目地区地区計画   |  |                |                    |
| 位 置             |            | 大野城市月の浦二丁目地内   |  |                |                    |
| 面 積             |            | 約 2.1 ha   |  |                |                    |
| 地区計画の目標         |            | <p>当地区は大野城市の南西部に位置する低層住宅地であり、隣接する春日市区域と合わせて民間企業が開発事業を計画している中で、良好な住環境を形成する低層戸建住宅市街地として計画されている。</p> <p>本地区計画は、住宅地としての良好な環境を形成することを目標とする。</p> |  |                |                    |
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | 土地利用の方針    | 用途の混在や敷地の細分化を防ぎ、周辺地域との調和を図りつつ、低層住宅地として秩序ある土地利用を目指す。  |  |                |                    |
|                 | 地区施設の方針    | <p>当地区は、宅地開発による安全かつ快適な道路、公園等を整備し、高品質な住環境の創出を目指しており、これらの機能や環境が損なわれないよう維持、保全を図る。</p> <p>また、地区計画区域南端の急傾斜地については、良好な住環境を確保するため、緑地として保全する。</p>   |  |                |                    |
|                 | 建築物等の方針    | 低層戸建住宅市街地としての良好な環境を形成し、保全する。   |  |                |                    |
| 地区整備計画          | 地区及び施設の配置模 | 道 路  |  | 幅 員            | 延 長                |
|                 |            |  | 区画道路   | 8.0 m<br>6.0 m | 約 100 m<br>約 630 m |
|                 |            |  | 歩行者専用道路  | 6.0 m<br>4.0 m | 約 30 m<br>約 20 m   |
|                 | 緑 地        | 公 園  | 約 0.1 ha   |                |                    |
|                 |            | 緑 地  | 約 0.3 ha   |                |                    |
|                 | 建築物等に関する事項 | 建築物の用途の制限  | <p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>2 長屋</p> <p>3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>4 公衆浴場</p>   |                |                    |
|                 |            | 建築物の敷地面積の最低限度  | 200㎡   |                |                    |
|                 |            | 建築物等の形態又は意匠の制限   | <p>1 建築物の敷地の地盤面の高さは、造成工事竣工時の高さより変更してはならない。ただし、整地、造園、車庫の設置等のための必要最低限度の変更はこの限りではない。</p> <p>2 建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色彩は、原色を避け、周囲と調和がとれた落ち着いたものとする。</p> <p>3 工作物の高さは、平均地盤面の高さから7mを超えてはならない。ただし、擁壁はこの限りではない。</p> <p>4 次の各号の一に該当する広告物、看板類（以下「広告物」という。）は、設置してはならない。ただし、本地区計画区域内の不動産分譲のための広告物で一時的なものについてはこの限りではない。</p> <p>① 自己の名称や商標等自己の用に供する以外のもの</p> <p>② 屋上、塔屋及び屋根面に設置又は直接表示するもの</p> <p>③ 窓面を利用するもの</p> |                |                    |

|        |            |                |   |
|--------|------------|----------------|---|
| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | 建築物等の形態又は意匠の制限 | <p>5 広告物を掲出する高さは、平均地盤面の高さから7mを超えてはならない。</p> <p>6 広告物は、道路の境界線から1.0m後退した線を越えてはならない。ただし、地上に設置する移動可能な広告物及び突出広告物はこの限りではない。</p>         |
|        |            | かき又はさくの構造の制限   | <p>1 道路に面するかき又はさくは、地盤面の高さから0.6mを超える部分は、生垣又はフェンス等の開放性を妨げないものとする。</p> <p>2 かき又はさくの高さは、地盤面の高さから1.5mを超えてはならない。ただし、生垣の場合はこの限りではない。</p> |
| 備考     |            |                |   |

「区域及び地区施設の配置は計画図表のとおり」

理由

別紙のとおり